

お知らせ

男女共同参画推進事業者表彰

性別に関係なく参加・活躍ができる男女共同参画社会の実現に向けて、積極的に取り組んでいる次の事業者を表彰しました。

- ▶ 株式会社日昇テクニカ
- ▶ 美成産業株式会社



▲ (左)株式会社日昇テクニカ代表者、(中・右)美成産業株式会社代表者

問 企画課
 ☎ 30-6101 FAX 22-1398

軽自動車税 (種別割) のグリーン化特例 (軽課)

グリーン化特例 (軽課) とは、排出ガス性能および燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両について、1年度分に限り軽自動車税 (種別割) を軽減する特別措置です。

令和元年度税制改正によって、軽四輪車などのグリーン化特例の対象車を見直した上で、適用期限を2年間延長しました。

これにより、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新規登録された対象車は、次の(ア)~(ウ)の基準を満たす場合、令和3年度分に限り、軽自動車税が軽減されます。

(ア) 新税率の75%軽減
 ▶ 乗用: 平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減 (★★★★) のうち、令和2年度燃費基準達成車 +10% 達成車

(イ) 新税率の50%軽減
 ▶ 乗用: 平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減 (★★★★) のうち、令和2年度燃費基準 +30% 達成車

▶ 貨物: 平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減 (★★★★) のうち、平成27年度燃費基準 +35% 達成車

(ウ) 新税率の25%軽減
 ▶ 乗用: 平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減 (★★★★) のうち、令和2年度燃費基準達成車 +10% 達成車
 ▶ 貨物: 平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減 (★★★★) のうち、かつ平成27年度燃費基準 +15% 達成車

※ (イ)・(ウ) は、内燃機関の燃料が揮発油 (ガソリン) の車両に限りです。

令和3年度の重課税率適用車両
 初度検査年月が平成20年3月以前の三輪、四輪の軽自動車について、令和3年度課税分以降、重課税率が適用されます。

※グリーン化特例の税額など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

問 税務課市民税係
 ☎ 30-6140 FAX 22-1398

市内業者で施工するリフォームの経費を一部助成します (地域経済対策リフォーム事業)

市内に本社がある法人、または市内に住所がある個人の施工業者を利用して、20万円以上の住宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成します (申込者多数の場合は、予算の範囲内で抽選を行います)。

対 次の項目に全て該当する人
 ▶ 申請時に市内の住宅に居住し、その場所に住民登録をしている
 ▶ 申請時に市税の滞納がない

申請要件 次の項目に全て該当する
 ▶ 申請する住宅 (外構工事の場合は、その住宅の敷地を含む) は、申請者またはその2親等内の親族が所有している
 ▶ 申請する住宅および敷地にかかる固定資産税に滞納がない

助成金額 助成対象工事経費の10%、限度額10万円 (1,000円未満切捨て)

受付期間 (第1回事前申し込み)
 4月1日(木)~5月31日(月)
 ※土・日曜日、祝日を除く 8:30~17:15
 ※「第2回事前申し込み」は9月1日(水)~10月29日(金) (詳しくは広報ひこね9月号に掲載予定)

申 4月1日(木)以降に、地域経済振興課、支所、各出張所に設置する「事前申込書」(彦根市ホームページにも掲載) に必要事項を書いて、直接地域経済振興課の窓口 (彦根駅西口仮庁舎3階) ※5月6日(木)以降は新庁舎へ
 ※電子での申し込みも受け付けます。詳しくは彦根市ホームページをご確認ください。

留意事項
 ▶ 本事業の助成を受けられるのは、同一の住宅、同一の敷地内および同一人に対して、1回限りです。
 ▶ 個人の施工業者が、自らの住宅の改修などを行う場合は対象外です。
 ▶ 対象工事、対象住宅など詳しくは、地域経済振興課、支所、各出張所に設置する「手引き」(彦根市ホームページにも掲載) をご確認ください。

※工事前に工事箇所の詳細な写真を撮影しておいでください。
 問 地域経済振興課 ☎ 30-6119 FAX 24-9676

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各事業の実施を中止・延期することがあります。開催の有無や詳しい情報はお問い合わせください。発熱や咳などの風邪症状がある場合、参加を控えていただきますようお願いいたします。

第71回「社会を明るくする運動」標語・作文募集

青少年の健全育成や非行防止、更生の支援など、社会を明るくする運動にちなんだ標語と作文を募集します。

部門
 ▶ 標語 はがきに1人2点以内
 ▶ 作文 400字詰め原稿用紙3枚以上5枚以内に縦書き (文頭に題名を記入)

対 市内在住・在勤・在学
 ※小・中学生は学校を通して募集します (小学5年生以上)。

申 5月7日(金) (必着) までに郵送 (標語: はがき、作文: 封筒)

他 作品の末尾に①住所②氏名③電話番号を記入。応募作品は、自作・未発表のものに限る。作品の著作権などの権利は主催者に帰属し、作品は返却しません。

問 子ども・若者課
 (〒522-0041 平田町670)
 ☎ 49-2251 FAX 26-1768

美しいひこね創造事業の新規「協力店」募集

美しいひこね創造事業 (※) で、市が発行する地域通貨「彦」の協力店を募集します。

現在28店舗 (飲食9・小売14・サービス業2・娯楽業1・その他2) が加入しています。登録店舗や事業内容などは、彦根市ホームページをご覧ください。

※事前に登録した市民に対し、助け合い活動や健康増進活動などの「美しい行為」の回数に応じて、地域通貨「彦」を交付するもの

対 市内全域にある店舗
 業種 小売業・飲食業・宿泊業・生活関連サービス業・娯楽業・医療サービス業・その他サービス業のうち、市長が適当と認めたもの
 『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』で規制などの対象とされているもの
 『彦根市広告掲載要綱』に基づき、協力店の対象とすることが適当ではないと思われるものは除く。

▶ 地域通貨の受け入れ内容
 地域通貨を「クーポン券 (割引券・サービス券)」として扱うこととなります。料金割引や土産などの特典付与をお願いします。

▶ 協力店のメリット
 ①「地域に貢献しているお店」としてイメージアップにつながる
 ②市が作成する「協力店リスト」に店舗紹介などを掲載
 ③彦根市ホームページに協力店として掲載

問 まちづくり推進課 ☎ 30-6117 FAX 22-1398

令和3年度 固定資産の縦覧・閲覧

令和3年度の固定資産税額の基になる土地・家屋・償却資産の価格 (評価額) を、3月末に決定し、新しい価格を次のとおり開示します。縦覧・閲覧には、本人確認ができる書類などの提示が必要です。詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

縦覧
 納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、他の資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月1日(木)~5月31日(月)
 場 税務課 (彦根駅西口仮庁舎3階 ※5月6日(木)以降は新庁舎へ)

縦覧できる人 令和3年1月1日時点で、市内に課税対象の土地・家屋を所有する人
 縦覧の対象 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿
 ※縦覧帳簿には、土地・家屋の所有者や税額は記載していません。

閲覧
 納税義務者が、固定資産課税台帳の自分の資産について記載された部分を確認するものです。
 開始日 4月1日(木)

場 税務課 (彦根駅西口仮庁舎3階) ※5月6日(木)以降は新庁舎へ
 閲覧できる人 納税義務者 (所有者) とその同一世帯の人、または借地人・借家人など
 ※借地人・借家人などは、閲覧の範囲が限られます。
 閲覧の対象 土地・家屋・償却資産の各固定資産課税台帳、名寄帳

審査申出
 固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、彦根市固定資産評価審査委員会 (総務課内) に、審査を申し出ることができます。
 期間 4月1日(木)から納税通知書を受け取った日後3か月の間

申し立てできる人 令和3年1月1日時点で、市内に課税対象の土地・家屋を所有する全ての人
 問 税務課資産税係 ☎ 30-6138 FAX 22-1398